

告 示

埼玉県告示第二百六十三号

埼玉県環境影響評価条例（平成六年埼玉県条例第六十一号）第十八条第二項の規定により、吉見町から吉見町の区域内において行われる（仮称）埼玉中部資源循環センター整備事業について環境影響評価書の提出があった。

なお、環境影響評価書の縦覧の場所及び期間は、次のとおりである。

平成三十一年三月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 縦覧の場所

埼玉県環境部環境政策課

埼玉県中央環境管理事務所

埼玉県東松山環境管理事務所

東松山市廃棄物対策課

鴻巣市環境課

桶川市環境課

北本市環境課

川島町町民生活課

吉見町農政環境課

二 縦覧の期間

平成三十一年三月二十六日（火）から平成三十一年四月九日（火）まで（ただし、日曜日及び土曜日を除く。）